

「特別大雨警報」「特別暴風警報」「暴風警報」発令時の対応について

- 1、午前6時30分の時点で、沖縄本島中南部に「特別大雨警報」「特別暴風警報」「暴風警報」が発令されている場合は休校とします。

なお、午前6時30分以降解除されてもその日は休校になります。

- 2、原則として、大雨警報や洪水警報が発令されていても通常通り授業は行いますが、「特別大雨警報」「特別暴風警報」「暴風警報」が発令されていなくても、特別な事態（地震・雷雨・局地的豪雨・冠水・がけ崩れ・土石流など）により危険が予測される場合は、安全を最優先し、登校させるか否かの判断を家庭で行ってください。その際、その事実を文書にて提出すれば、公認欠席（遅刻して登校した場合は公認遅刻）とします。

- 3、登校後、「特別大雨警報」「特別暴風警報」「暴風警報」が発令された場合は、安全を確認し、下校させるか否かを決定します。

- 4、特に甚大な被害が発生した場合には、メールや電話、HP掲載などができないことが想定されますので、各家庭で気象情報、自宅周辺や通学路の状況を把握し、判断した上で適切な対応をお願いします。

- 5、電話回線が混雑し、必要な連絡ができなくなりますので学校への電話でのお問い合わせはお避けください。